解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年二月十八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県名護市字仲尾次七四八番地
清算法人羽地中部土地改良区
代表清算人　金城　秀治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十六日

岩手県気仙郡住田町上有住字中和田二六番地
農事組合法人小松ブロイラー生産組合
清算人　紺野　平

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年一月十九日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十六日

島根県出雲市駅南町一丁目三番地二
医療法人洪南会
清算人　岡崎　哲也

配当公告

岡山市南区洲崎三丁目四番二二号　樹絵瑠一

○一、開始決定時の住所岡山市南区浜野二丁目一〇番六号　破産者　小林　成久

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十六年(フ)第一八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、一七八、三六二円

一、配当することのできる金額

金四、〇三二、三八七円

平成二十七年三月十六日

岡山市中区浜一丁目七―三〇―二五　いちもと法律事務所
破産管財人　弁護士　市本　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市滑川町一丁目八番、最後の住所茨城県日立市滑川町一丁目八番七―二〇三号　被相続人　亡　小松原俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

事務所埼玉県さいたま市浦和区仲町二―六―二森田ビル二階
相続財産管理人　司法書士　恒田　芳明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方三丁目一〇六六番地、最後の住所埼玉県新座市新堀一丁目一二番七号　被相続人　亡　柴田　節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一〇シンテイ大宮ビル二階　弁護士法人つかさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若井　剛弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市千代二六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野地　セン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

神奈川県足柄上郡開成町牛島五〇番地四
ＴＹＳ五〇四ビル二〇二足柄上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笠間圭一郎

平成二十七年三月十六日

岡山市中区浜一丁目七―三〇―二五　いちもと法律事務所
破産管財人　弁護士　市本　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市滑川町一丁目八番、最後の住所茨城県日立市滑川町一丁目八番七―二〇三号　被相続人　亡　小松原俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

事務所埼玉県さいたま市浦和区仲町二―六―二森田ビル二階
相続財産管理人　司法書士　恒田　芳明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方三丁目一〇六六番地、最後の住所埼玉県新座市新堀一丁目一二番七号　被相続人　亡　柴田　節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一〇シンテイ大宮ビル二階　弁護士法人つかさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若井　剛弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市千代二六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野地　セン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

神奈川県足柄上郡開成町牛島五〇番地四
ＴＹＳ五〇四ビル二〇二足柄上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笠間圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市平塚二四一〇番地、最後の住所神奈川県平塚市出縄一五七番地の八
被相続人　亡　佐宗　重藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

神奈川県平塚市紅谷町八番八号　東洋ビル四階　ひらつか西口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山辺　直義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市井波二〇九八番地、最後の住所富山県砺波市柳瀬三番地
被相続人　亡　長田　隆治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

富山県砺波市宮沢町一番五一号　アイビジョン二―Ａ　となみ野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区都島本通一丁目三七番地、最後の住所大阪府守口市八雲西町四丁目二六番六号　被相続人　亡　髙橋　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階　井口喜久治綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府阪南市緑ヶ丘二丁目一九〇九番地一二四、最後の住所大阪府岸和田市藤井町二丁目二番一二号　被相続人　亡　松岡　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階
相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市物見東一丁目九五〇番地二、最後の住所広島県廿日市市前空一丁目九番四号　被相続人　亡　川西　初音

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

事務所広島市中区上幟町三番二四号パークビル三階
相続財産管理人　弁護士　胡木　健志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市平井町甲二三二五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大石　俊己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

愛媛県松山市山越四丁目四番三五号エクセル丸榮二〇二号
相続財産管理人　司法書士　山﨑　元昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美市土佐山田町五一六番地、最後の住所高知県香美市土佐山田町小田島三二九番地　被相続人　亡　西内　政世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

事務所高知県南国市東崎九四七番地一
相続財産管理人　土方　昭